

政令第二百九十一号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五条第一項、第四十五条の二第一項第三号、第五十一条の四第八項、第九十条第一項ただし書、第百条の二第一項本文及び第四号、第百二条の二並びに第百二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 法第四十五条の二第一項の道路標識等

第十四条の七を第十四条の八とする。

第十四条の六中「第四十九条の二第四項」を「第四十九条の三第四項」に改め、同条を第十四条の七とする。

第十四条の五を第十四条の六とし、第十四条の四の次に次の一条を加える。

(停車又は駐車をすることができるところについて特に配慮する必要がある者)

第十四条の五 法第四十五条の二第一項第三号の政令で定める者は、妊娠中又は出産後八週間以内の者とする。

第十七条、第二十六条の四の三及び第二十七条の五中「第十四条の七」を「第十四条の八」に改める。

第四十四条第一項第一号中「第四十九条の二第五項」を「第四十九条の五」に改める。

別表第一の一の項を次のように改める。

<p>一 法第四十四条又は第四十九条の四の規定に違反して駐車しているもの（法第四十四条の規定に違反して駐車しているものについては高齢運転者等専用場所（法第四十五条の二第一項の道路標識等により同項の高齢運転者等標章自動車に駐車又は駐車をすることができるとされている道路の部分）をいう。以下同じ。）において駐車しているもの限り、法第四十九条の四の規定に違反して駐車しているものについては法定駐停車禁止場所（法第四十四条各号に掲げる道路の部分）をいう。以下同じ。）にある指定</p>	<p>大型車</p>	<p>二万七千円</p>
	<p>普通車</p>	<p>二万円</p>
	<p>二輪車又は原付車</p>	<p>一万二千円</p>

駐車場所（法第四十九条の三第三項の道路標識等により指定されている道路の部分）をいう。以下同じ。）において駐車しているものに限る。）

別表第一の三の項中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の三第二項」に、「第五項後段」を「第四十九条の五後段」に、「第四十九条の二第四項」を「第四十九条の三第四項」に改め、同項を同表の五の項とし、同表の二の項中「又は第四十九条の二第三項」を「、第四十九条の三第三項又は第四十九条の四」に、「同項」を「法第四十五条第一項」に、「、前号」を「三の項」に、「除く」を「除き、法第四十九条の三第三項の規定に違反して駐車しているものについては二の項に規定するものを除き、法第四十九条の四の規定に違反して駐車しているものについては一の項から三の項までに規定するものを除く」に改め、同項を同表の四の項とし、同表の一の項の次に次のように加える。

<p>一一 法第四十四条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの（法第四十四条の規定に違反して駐車しているものについては一の項に規定するものを除き、法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定に違反して駐車しているもの</p>	
大型車	二万五千円
普通車	一万八千円

については法定駐停車禁止場所（指定駐車場場所を除く。）において駐車しているものに限る。）

三 法第四十五条第一項又は第四十九条の四の規定に違反して駐車しているもの（法第四十五条第一項の規定に違反して駐車しているものについては高齡運転者等専用場所において駐車しているもの限り、法第四十九条の四の規定に違反して駐車しているものについては指定駐車場場所（法定駐停車禁止場所にあるものを除く。）において駐車しているものに限る。）

二輪車又は原付車	一万円
大型車	二万三千円
普通車	一万七千円
二輪車又は原付車	一万千円

別表第二の備考の二の19中「、第四十九条の二第三項」を「、第四十九条の三第三項、第四十九条の四」に、「法第四十九条の二第三項」を「法第四十九条の三第三項」に、「、同項の道路標識等により指定されている道路の部分以外の法第四十四条各号に掲げる道路の部分」を「法定駐停車禁止場所（指定駐車場場所を除く。）」に、「限る。」のうち、「を」限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所における行為に限る。以下「駐停車禁止場所等違反行為」という。）のうち、その行

為が」に、「に該当する」を「（以下「放置行為」という。）に該当するときの」に、「車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為を」を「放置行為を」に改め、同表の備考の二の43及び44を次のように改める。

43 「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」とは、駐停車禁止場所等違反行為のうち、19に規定する行為以外のものをいう。

44 「放置駐車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為（法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。）のうち、その行為が放置行為に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのことをいう。

別表第二の備考の二の80中「又は第四十九条の二第二項から第四項まで若しくは第五項後段」を「、第四十九条の三第二項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段」に、「第四十九条の二第三項」を「第四十九条の三第三項又は第四十九条の四」に、「当該行為のうち19及び43に規定する」を「駐停車

禁止場所等違反行為に該当する」に改める。

別表第六中十六の項を二十の項とし、十二の項から十五の項までを四項ずつ繰り下げ、同表の十一の項中「駐停車違反（駐車禁止場所等）」を「駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」に改め、同項を同表の十五の項とし、同表の十の項中「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」を「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」に改め、同項を同表の十三の項とし、同項の次に次のように加える。

十四 駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	大型車	一万四千元
	普通車	一万二千元
	二輪車又は原付車	八千元

別表第六中九の項を十二の項とし、八の項を十の項とし、同項の次に次のように加える。

十一 駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	大型車	一万七千元
	普通車	一万四千元
	二輪車又は原付車	九千元

別表第六の七の項中「放置駐車違反（駐車禁止場所等）」を「放置駐車違反（駐車禁止場所等）（高齢運転者等専用場所等以外）」に改め、同項を同表の九の項とし、同表の六の項中「放置駐車違反（駐車禁止場所等）」を「放置駐車違反（駐車禁止場所等）（高齢運転者等専用場所等以外）」に改め、同項を同表の七の項とし、同項の次に次のように加える。

八 放置駐車違反（駐車禁止場所等）（高齢運転者等専用場所等）		
大型車又は重被牽引車	二万三千元	
普通車	一万七千元	
二輪車又は原付車	一万千元	

別表第六中五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

五 放置駐車違反（駐車禁止場所等）（高齢運転者等専用場所等）		
大型車又は重被牽引車	二万七千元	
普通車	二万円	
二輪車又は原付車	一万二千元	

別表第六の備考の二中14を22とし、10から13までを18から21までとし、同表の備考の二の9中「8」を「16」に改め、同表の備考の二中9を17とし、8を16とし、7を15とし、6を11とし、その次に次のように加

える。

12 「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の43に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13 「駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）」とは、法第四十五条第一項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

14 「駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の80に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。

別表第六の備考の二中5を6とし、その次に次のように加える。

7 「放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の19に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

8 「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）」とは、法第四十五条第一項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為（法第四十五条第一項の規定の違反となるような行為については高齢運転者等専用場所における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となる

ような行為については指定駐車場所（法定駐停車禁止場所にあるものを除く。）における行為に限る。13において同じ。）のうち、その行為が放置行為に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。

9 「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の44に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

10 「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））」とは、法第四十四条又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

別表第六の備考の二の4の次に次のように加える。

5 「放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））」とは、法第四十四条又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為（法第四十四条の規定の違反となるような行為については高齢運転者等専用場所における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所にある指定駐車場所における行為に限る。10において同じ。）のうち、その行為が放置行為に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたと

きのものをいう。

附 則

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月十九日）から施行する。

## 理由

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、停車又は駐車をすることができる場所について特に配慮する必要がある者、高齢運転者等専用時間制限駐車区間等における放置車両に係る放置違反金の額、高齢運転者等専用時間制限駐車区間等における駐車違反行為に係る点数及び反則金の額を定める等の必要があるからである。